

加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会運営に関する申し合わせ（案）

1 代理出席について

代理出席は、原則認めない。ただし、やむを得ない理由により出席できない委員は、あらかじめ会長の許可を得て、代理人を出席させることができる。

2 委員の交代について

委員の所属する各種団体等において、任期が終了した場合や特別の事情により委員を続けることが困難または適当でないと思われる場合は、委員を交代できる。

3 議事の表決について

議事の表決が必要な場合は、挙手により行う。

4 委員会の公開（会議の傍聴）について

原則、公開（傍聴可）とする。ただし、非公開が望ましいと思われる場合は、委員長が委員会に諮って決定する。（別紙「加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会の会議の傍聴について（案）」参照）

5 会議録の調整について

- (1) 会議内容すべてを記録する。（要点筆記でまとめる。）※別途、磁気テープ等で保存
- (2) 会議録の調整は全委員で行う。（代表者による署名押印とする。）

6 会議録の公開について

- (1) ホームページで公開する。
 - ・ 会議内容全てを公開する。（要点のみを公開する。）
 - ・ 発言委員の氏名も公表する。（公表しない。）

7 その他

この申し合わせのほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会の会議の傍聴について（案）

1 傍聴人の入場制限

次に掲げる者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類及び拡声器等を所持している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 上記に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (5) 飲酒及び喫煙をしないこと
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

3 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

4 秩序の維持

- (1) 委員長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に退場を命じることができる。
- (2) 委員長に退場を命じられた者は、以降の会議において傍聴席への入場を禁止する。

5 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

6 その他

傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。